

一般競争入札予定表

入札件名：7入札第117号 大気汚染物質（二酸化硫黄等）自動測定機

購入請求課：地域環境課

公告日	12月1日				
入札参加申請受付期間	12月1日	～	12月23日 (17:00)		
同等品	受付期間	12月1日	～ 12月12日 (17:00)		
	回答期限	12月17日			
質問	受付期間	12月1日	～ 12月12日 (17:00)		
	回答期限	12月17日			
入札日	12月24日 (10:00)				
入札会場	長崎県庁行政棟1階入札室				
納入期限	令和8年3月26日				

一般競争入札の実施（公告）
物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。
令和7年12月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

7入札第117号 大気汚染物質（二酸化硫黄等）自動測定機 一式（4局分）

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年3月26日

(4) 納入場所及び条件

①納入場所 島原大気測定局（島原市新田町347-9）ほか

②条件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 契約方法

電子契約又は書面契約（選択方式）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和7年12月1日現在で有している者であること。
- (4) 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

4 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

- (提出期限) 令和7年12月23日17時00分
- 7 同等品承認願の提出場所及び提出期限
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和7年12月12日17時00分
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(期日) 令和7年12月24日10時00分開始
入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 11 入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(4) 入札者が連合して入札をしたとき。
(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(9) 同等品承認のなされなかつたもので、入札をしたとき。
(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
(14) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
(15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号、購入物品名及び数量

7入札第117号 大気汚染物質（二酸化硫黄等）自動測定機 一式（4局分）

*規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第11号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又はFAX等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

※郵送、FAX等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

[提出場所] 長崎県出納局物品管理室

[提出期限] 令和7年12月23日17時00分（必着）

(3) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願（調達様式第4号）」を郵送、持参又はFAX等にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については複数回可能とし、受付日の翌日より3日（休日を除く。）以内に、審査結果を地域環境課よりFAXにて回答します。

※「同等品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

[提出場所] 長崎県出納局物品管理室

[最終提出期限] 令和7年12月12日17時00分（必着）

[提出方法] メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者氏名・登録番号を記載のうえカタログ等の仕様が確認できる書類と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、仕様書番号を付して要求をみたす箇所を明確にすること。また、カタログ等に記載のないものについては、メーカーの仕様内容証明等を提出すること。

(4) 物品等の納入場所及び納入期限

[納入場所] 島原大気測定局（島原市新田町347-9）ほか

[納入期限] 令和8年3月26日

(5) 入札期日及び場所

[入札期日] 令和7年12月24日10時00分開始

[入札場所] 長崎県庁行政棟1階入札室

※入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

(6) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第6号）」を下記提出場所へ令和7年12月12日17時00分までにFAX等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※令和7年12月17日までに「質問への回答書（調達様式第7号）」によりFAXにて回答する。また、質問のうち全参加者に関する内容は物品管理室HPに掲載する。

①仕様書に関する質問提出場所 地域環境課 環境監視班

FAX 095-895-2572 TEL 095-895-2356

②調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

FAX 095-894-3468 TEL 095-895-2881

(7) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格と/orするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第 8 号）に記載すること。

ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。

エ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第 9 号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。この場合、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ① 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。
- ② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。
- ③ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ④ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・入札期日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借り入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000 万円以上
- ②2,000 万円未満 500 万円以上
- ③500 万円未満

（ウ）契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(9) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからケまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 同等品承認のなされなかつたもので、入札をしたとき。

コ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

サ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者

が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)。

- シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- セ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- ソ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(10) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県の職員がくじを引くものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・入札期日において、第 1 回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。再度、再々度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載のうえ、入札書を提出すること。
- ・再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大 4 回となる場合があるので、入札書（4 枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。
- ・入札者が代理人である場合、委任状の提出が必要であること。
(※代理人が入札をする場合、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。)

(11) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から起算して 5 日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第 106 号）」を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(12) 競争入札の参加資格

- ア 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和 7 年 12 月 1 日現在で有している者であること。
- エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- オ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基

づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

[住 所] 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

[名 称] 長崎県出納局物品管理室

[電 話] 095-895-2881

大気汚染物質（二酸化硫黄等）自動測定機仕様書

第1 総則

本仕様書は、長崎県（以下「甲」という）が令和7年度に発注する大気汚染常時監視テレメータシステムにかかる大気汚染物質自動測定機について、適用する仕様を定めるもので、ここに定めるもののほか、測定原理及び測定精度等については、「環境大気常時監視マニュアル 第6版」（平成22年3月環境省水・大気環境局）によるものとする。さらに、環境省が策定する「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様」におけるデジタル共通仕様に準拠すること。

第2 装置構成

大気汚染物質自動測定機は、「二酸化硫黄自動測定機」、「浮遊粒子状物質自動測定機」、「窒素酸化物自動測定機」、「オゾン自動測定機」、「微小粒子状物質自動測定機」及び「チャート式自動記録計」により構成するものとする。さらに、「二酸化硫黄自動測定機」および「窒素酸化物自動測定機」にあっては「自動校正装置」を常備するものとする。

第3 要求仕様

購入する大気汚染物質自動測定機の基本仕様は、「環境大気常時監視マニュアル 第6版」（平成22年3月環境省水・大気環境局）の規定によるものとし、各測定機においては、それぞれ次の規格（仕様）を充たしている機器とする。

1) 二酸化硫黄自動測定機

日本産業規格（JIS）B7952に規定されている「紫外線蛍光方式」に基づく規格に適合していること。

2) 浮遊粒子状物質自動測定機

日本産業規格（JIS）B7954に規定されている「ベータ線吸収方式」の規格に適合していること。

3) 窒素酸化物自動測定機

日本産業規格（JIS）B7953に規定されている「化学発光方式」の規格に適合していること。

4) オゾン自動測定機

日本産業規格（JIS）B7957に規定されている「紫外線吸収方式」の規格に適合していること。

5) 微小粒子状物質自動測定機（PM2.5測定機）

（ア）測定対象

大気中の粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質

(イ) 総合性能

環境省が「標準測定法と等価性を有すると評価した機種」であること。

(ウ) 測定方法及び測定範囲

(測定方法) β 線吸収法 (測定範囲) $0 \sim 1000 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲を含むこと。

(エ) 測定値

1 時間値

(オ) 分粒装置の性能

粒子を捕集することの出来るテープ状ろ紙があり、素材はフッ素樹脂(PTFE)製であること。

(カ) 記録計

記録計を有し、記録紙に測定データを出力できること。

(キ) その他

- ・停電復帰時、自動的にろ紙捕集スポットが移動すること。
- ・停電時及び停電復帰時の日時の記録ができること。
- ・測定値の表示は、負値の出力も可能であること。
- ・本体を屋外に設置するため、耐候性を有する機器であること。

第4 納入場所及び購入物品及び数量

1) 納入場所

島原大気測定局（島原市新田町 347-9）ほか

- (ア) 島原大気測定局（島原市新田町 347-9）
- (イ) 雪浦大気測定局（西海市大瀬戸町雪浦上郷字宮小路 141-2）
- (ウ) 対馬大気測定局（対馬市厳原町宮谷 224 番地）
- (エ) 小浜大気測定局（雲仙市小浜町北本町 550）

2) 購入する物品及び数量

大気汚染物質（二酸化硫黄等）自動測定器測定機 一式（4局分）

- | | | |
|-----------------------------|-------|----|
| (ア) 二酸化硫黄自動測定機 | 1台×4局 | ※1 |
| (イ) 浮遊粒子状物質自動測定機 | 1台×4局 | ※1 |
| (ウ) 窒素酸化物自動測定機 | 1台×4局 | ※1 |
| (エ) オゾン自動測定機 | 1台×4局 | ※1 |
| (オ) 微小粒子状物質自動測定機（PM2.5 測定機） | 1台×4局 | ※1 |
| (カ) 自動校正装置 | 2台×4局 | ※2 |
| (キ) チャート式自動記録計 | 1台×4局 | ※3 |

※1 (ア)～(オ)については、それぞれの測定機を組み合わせたセット品でも可

※2 (カ)については、(ア)及び(ウ)の校正を行うため必要な装置であり、各測定機への内蔵（付属）タイプでも可

※3 (キ)については、(ア)～(オ)の装置で測定した値の記録用とし、各測定機への内蔵（付属）タイプでも可

※4 (ア)～(キ)を1セットとし、1)の測定局へ納入すること。

第5 特記仕様

納入業者（以下「乙」という）は、大気汚染物質自動測定機の納入にあたって下記の事項に留意すること。

1) 大気汚染物質自動測定機の基準について

日本産業規格に適合している事を証明するため、納品の際には、メーカーによる各測定機の検査成績書を納入すること。

2) 納入業務にかかる日程表を作成し提出すること。

3) 付属品等について

標準付属品（各装置の取扱説明書に記載されたもの）のほか、記録紙を1ヵ月分以上、取扱説明書をそれぞれの機器ごとに3部付属すること。

4) 大気汚染物質自動測定機の設置について

(ア) 既設の大気汚染物質自動測定機を取り外し、新たに大気汚染物質自動測定機の設置及び調整工事、甲が設置している子局テレメータ装置と接続して試験稼動を行うこと。試験稼動の日程は、甲、乙協議のうえ決定する。

(イ) 調整工事及び稼動試験完了後、大気汚染物質自動測定機の取扱いについて、立会いの長崎県職員に説明を行うこと。

(ウ) 取り外した大気汚染物質自動測定機及び付属品については、立会いの長崎県職員に引き渡すこと。

5) 稼動試験について

納品にあたっては、現地における各大気汚染物質自動測定機の指示状態を6時間以上記録して正常に作動していることを確認すること。

6) その他

(ア) 標準ガスボンベ（二酸化硫黄測定機用標準ガスボンベ並びに窒素酸化物測定機用標準ガスボンベ）及び減圧弁については各局内に備え付けていることから納入の必要はない。

(イ) 浮遊粒子状物質自動測定機の測定値出力はパルス出力を有すること。

(ウ) 微小粒子状物質自動測定機についての留意すべき事項は以下のとおり。

- ・据付に際し、シェルター及び試料大気導入口は転倒しないように固定するとともに、水平レベルを調整すること。
- ・微小粒子状物質自動測定機設置後、機器が正常に稼動することを確認すること。
- ・ろ紙フィルター及び記録紙等をセットし、捕集・測定・記録紙への出力等確認すること。なお、この確認に使用するろ紙フィルター及び記録紙等の経費は、本契約に含むものとする。
- ・測定機本体から記録計までのライン接続及び本体固定についての経費は、本契約に含むものとする。

(エ) 納入後、検査に合格した日から1年間以上の保証を付すること。

(オ) 納入物品に障害が発生した場合は、原則、連絡後24時間以内に電話等により対応すること。

第6 納入期限

令和8年3月26日（木）までとする。

第7 例示品

品 名	例示品① 東亜ディーケーkee 株式会社	例示品② 紀本電子工業 株式会社	例示品③ 株式会社 堀場製作所
①二酸化硫黄自動測定機			APSA-3700R
②浮遊粒子状物質自動測定機	GFS-327C 型	SAP-700	APMS-3721ND
③窒素酸化物自動測定機	GLN-354D 型	OAN-700	APOA-3800
④オゾン自動測定機	GUX-353B 型		
⑤微小粒子状物質自動測定機（PM2.5 測定機）	FPM-377C-I 型	PM-712	APDA-3750A
⑥自動校正装置	各測定機に付属	各測定機に内蔵	SGGU-610 ※①③に各 1 台
⑦チャート式自動記録計	各測定機に付属	各測定機に付属	各測定機に付属

※例示品または、上記要求仕様を満たすもの（同等品）を納品すること。